

★平成29年度のベストショット★



一人ひとりの思いに寄り添う活動

工藤望さんは歩くことが大好き。昨年度の目標は『好きなことをとことんやりたい!』でした。

そこで、1対1で好きなことをとことんやってみようと、『どこまでも歩こう!』という活動を行いました。

写真は若林区の荒浜海岸まで歩いて行った時のものです。

望さんの満足げな表情が印象的です。

〈仙台つどいの家〉



コペル【全体アート的一幕】



アプリ【出会いの数は力なり】

平成30年度経営・事業運営方針

つどいの家 理事長 下郡山 和子



はじめに

当法人は、設立25周年を迎えた節目に、何を目指し、何ができて、何が出来なかったかを検証し総括しました。疾走した25年の歩みは、輝かしいものですが、奇跡であったようにも思えます。法人設立のための最初の歩みは、母親達の思いだけで始まりました。が、理解者が少しずつ増え、多くの人々の協力で、今があります。そして、制度が、クルクル変わる中で、何とか継続できたのは、国の社会福祉施策への信頼があったからです。

しかし、今は、世界全体が混とんとして先が見えない状態です。社会福祉の理念は、何処へ？です。この混迷の中で、国は、社会福祉法人は自立せよと、社会福祉法人改革を行い、国の責任を棚上げしようとしています。福祉までもが、競争社会に投げだされてしまったのです。少子高齢化の時代に対応せざるを得ないからです。

確かに、国の言うように、誰もが互いを認めあい助け合う、共生社会の実現こそが理想であり、国の力に頼るのではなく、地域の力を出しあい地域と共に歩まなければならないというのは正論です。私たちも、その理想のために、少なからず頑張ってきたと自負しております。これからも、地域福祉を通して、啓発活動に力を注いでいきます。

しかし、現状を冷徹に分析していくと、当法人の力の限界を知らなければならないとも、思います。今、資金も人も確保できない中で、事業を新しく立ち上げるどころか、維持していくことも非常に難しくなりました。今までだって、何もない中で、難しいことを実現してきたじゃないかという向きもあると思います。しかし、それは本当に、虐げられていた、重いしょうがいの人たちの人権を守ろうとした母親たちの、いわば火事場の馬鹿力のようなものがあったから、ここまでやって来られたのです。いつの時代だって、当事者が声を上げ、一緒に頑張らなければ、様々な人々が暮らす地域の人々の理解を得て、当事者の望むサービスを作り出すことはできません。

その上、世界全体が、競争社会になっている時代に、安寧としてはられません。設立25周年となる法人をつぶすわけには行かないのです。従って、ここ数年は、危機感をもって

競争に負けない持続可能な法人となるよう、経営の基盤整備に力を注ぎ、人材育成と資金作りの方策を練っていかねばならないと思っています。勿論、法人の基本理念は地域生活の保障にあり、その資源づくりは避けられないミッションです。重いしょうがいがある故に、社会に向かって自己主張が難しい人々の、権利擁護に努めていくことには変わりはありません。重いしょうがいの人の家族も当事者です。声をだし力を出しあいましょう。ぜひ、ご意見をくださり、寄付のご協力もお願いします。地域社会の皆様にも、一層のご協力をお願い申し上げます。

◆基本理念

どんなに重いしょうがいがある人も、地域社会で差別されることなくいきいきと自立した地域生活が出来るよう、自己実現の場を保障し支援する

◆経営ビジョン

- ①しょうがいのある人の差別をなくし、地域生活に必要な資源を生み出す
 - 意思決定支援 ● 権利擁護・虐待防止
 - 地域資源づくりのための資金確保
- ②地域社会の支援を受け、参画を促し、法人で培ったものを還元する福祉の街づくり、共生社会の実現をめざす
 - 様々な媒体による広報活動 ● 各事業所で地域交流イベント開催 ● 上映会の開催
- ③地域の人や利用者をはじめ、社会に信用され、選ばれる存在となることを目指す
 - コンプライアンス遵守 ● 真摯な苦情対応
 - 施設環境（防災・衛生・安全）の整備
 - 職員の専門性を高める研修実施と資格取得の奨励
- ④経営基盤をゆるぎないものにする。
 - 財務基盤の確立（業務量と職員の適正配置、企業のCSR活動や後援会との連携）
- ⑤職員も仕事を通じて自己実現ができる環境をつくる
 - 年休・産休・育児休業・介護休業制度をフル活用 ● 対話のある楽しい職場づくり

29年度を振り返って

【日中活動支援事業部】

日中活動支援事業部長 山口 収

『つどいの家・アプリ』は法人内の他の事業所と比べて、自閉症・発達障害の方の割合が比較的高い事業所です。これまで職員は、自身のそれまでの経験則や利用者さんとの関係性をものさしに支援を積み重ねてきましたが、利用者さんの状況を正しくアセスメントしてしょうがい特性を理解することはなかなか困難でした。そこで昨年度から、一人ひとりの支援を映像で見直しながら『根拠のある支援』を行なえるように、職員集団で勉強を重ねているところです。少しでも利用者さんが日々の生活を窮屈に感じなくて済むように、職員の試行錯誤は続いています。

『若林障害者福祉センター』は生活介護に自立訓練事業（生活訓練）を併設している事業所で、各区に1カ所ずつある仙市委託の福祉センターです。他の事業所との大きな違いは『移行支援』ということで、ここを経由して他の生活介護事業所に移行していく利用者さんもいらっしゃいます。29年度は2名の方が他の事業所につながることができました。

法人で二番目に古く、長らく地域活動支援センターとして活動してきた『八木山つどいの家』は、一昨年の10月に生活介護事業に移行しました。改修により喫茶店を併設して、利用者が接客にあたりミニコンサートを定期的に開いたり。新たな空間を利用して、地域に根差した活動を展開しています。

『仙台つどいの家』は震災後の移転から4年が過ぎ、地域とのつながりも広がってきています。職員一人ひとりが活動の意味を考えて、地域住民とのまじわりを軸に活動することができました。また、夏まつりや

バザー・コンサートなど各種イベントの開催で地域の方が訪れてくれる機会も多く、これらイベントは今後も大切にしていきたいと思います。

『つどいの家・コペル』は開所から15年が経過し、大規模な改修が必要となりました。開所当時は、地域がら日中どこにも通っていない在宅の方が多くいらしたため、大浴室を整備し知的しょうがい者のデイサービスを併設したのです。時代は進みヘルパー制度や訪問入浴が整備される中で、施設内での入浴のニーズは縮小します。加えて、利用者数の増加に伴い、活動グループ・活動場所の再整理が必要になりました。29年度は大浴室を改修し、新たなグループの活動ルームとして整備することができました。

このように、同じ法人内の生活介護事業ですが、事業所の立地や利用者さんの年齢層・しょうがいの状況、職員の配置状況などによって雰囲気はさまざまで、それぞれの色を出しながら活動を展開してきました。その中でも、各事業所が共通に大切にしてきたことは、『多くの市民の方に、利用者さんのことやしょうがいのことを正しく理解してもらいたい』ということです。29年度はその思いをひとつの形にしてみました。日中活動5事業所合同のアート展『アート・アート・アート！！』を市内中心部にある東北電力グリーンプラザのギャラリーで開催しました。連日多くの方に、利用者さんたちの素晴らしい作品をご覧いただき、当初の目的は十分に果たせたかと思えます。今後も多くの方との出会いを求めて、いろいろな活動を行なっていきます！

【地域生活支援事業部】

地域生活支援事業部長 飯田 克也

地域生活支援事業部には、6つの事業があり、その事業を3箇所の地域生活サポートセンター（ぴぼっと支倉 / ピボット若林 / ぴぼっと南光台）とグループホーム（若林区3箇所 / 泉区2箇所）で展開しています。事業そのものが多岐に渡りますので、地域生活支援事業部の課題は様々です。以下に29年度の各事業の取り組みの振り返りをしたいと思います。

障害者家族支援等推進事業

数年前から続く新規利用者受入れストップの状況の改善を模索しつつ、障害者家族支援等推進事業連絡協議会において、要綱改正等の具体的検討を進めてきましたが、なかなか結論に至らない状況が続いています。それ故各事業所ともに新規受け入れが難しい状況にあります。障害者家族支援等推進事業の今後の方向性等については、今後も仙台市とともに具体的な改善策に向けた話し合いを継続していく必要があります。ピボット若林（すきっぷ）は、現在2箇所に分かれて実施していますが、事業所移転を含めた再整備の方向性が定まらず、年度内での結論には至りませんでした。

29年度の障害者家族支援等推進事業全体の時間数は、26,918時間となっています（28年度26,506時間）。

居宅介護事業

ニーズの掘り起こし等により、新規受け入れを行ってききましたが、登録ヘルパー等の体制強化が思うようには進まず、利用状況は膠着しています。特定事業所加算の取得を検討しましたが、日々の業務報告や毎月の計画的な研修への参加等において、課題が多く、また、グループホームにおける居宅介護利用の経過措置の動向が明確でなかったため、取得には至らず、30年度に持ち越すこととなりました。

29年度の居宅介護事業全体の時間数は、居宅介護16,676時間（28年度16,312時間）。重度訪問介護1,380時間（28年度1,267時間）。行動援護256時間（28年度250時間）。同行援護544時間（28年度501時間）。移動支援13,964時間（28年度14,866時間）となっています。

指定相談・委託相談

年々相談内容が多様化、複雑化しており、特に委託相談と計画相談の両方を担う事業所においては、業務量のバランスがとても難しくなっています。仙台市内の計画相談事業所が不足している状況下、新規受け入れが求められていますが、これ以上の受け入れは困難な状況です。さらに、ぴぼっと支倉（とびら（委託相談））

については、青葉区という人口が膨大なエリア（人口30万人）のため、増加の一途を辿っています。29年度の相談支援事業全体の委託相談事業の件数は、2,870件。指定相談支援（計画/モニタリング）の件数は、計画385件、モニタリング739件となっています（28年度計画444件、モニタリング740件）。

福祉有償運送事業

29年度は2箇所の事業所で事業を廃止し（9/30付）、現在はびばっと南光台（すてっぷ・はうす）1箇所のみでの実施となっています。事業の廃止により、登録者は減少しましたが、地域ニーズに対応できるようにしていきたいと思えます。

29年度の福祉有償運送事業全体の件数は、117件となっています。

共同生活援助事業

28年度に新たにグループホームにじろを沖野地区に開設しましたが、夜勤者等の職員の確保がとても困難な状況にあり、法人内事業所全体で職員体制の

バックアップをしましたが、29年度も十分な宿泊日数を提供できず、3泊4日の実施となりました。職員の人材の確保については、法人全体で求人情報誌への掲載やチラシ等の配布を行っていますが、なかなか充足には至っていません。グループホーム全体で職員の確保が大きな課題となっています。29年度は7月に日本GH学会の全国大会が仙台で開催され、法人のバックアップのもと職員、入居者が運営メンバーとして参画しました。

29年度の共同生活援助事業全体の利用総数は、7,659名となっています（28年度6,878名）。

地域生活支援事業部門においては課題等が山積していますが、今後も地域の実情に応じて、法人の方向性を見据えながら、できること（できそうなこと）、できないこと（できそうにないこと）を取捨選択しながら、利用者の地域生活をサポートしていくことができると考えています。

【総務部】

総務部長 佐藤 吉久

先の通常国会にて「働き方改革」関連法が成立しました。このことが本題ではなく、「改革」という言葉をインターネットで検索するだけで、いかに「改革」という言葉が何か流行りのように横行しているかが伺えます。実質的な社会福祉法人の制度改革元年にあたる平成29年度を振り返ってみたときに、現時点で「改革」と呼ぶだけの何か特別の変化が生じたのだろうかと思えることが正直見当たりません。無論、経営組織のガバナンス強化の名のもとに、理事会や評議員会などの体制は一新され、各々の役割もまた変わりました。事業運営の透明性向上を図るため、国が整備した情報開示システムも正直誰のためのシステムなのか、一般市民や利用者等に向けた媒体なのか甚だ疑問はありますが、少なくともその対応に膨大な事務処理が課されました。財務規律の強化を図り、留保する財源を社会福祉事業等に再投下することが謳われましたが、いったいどこにそのような余裕財源があるのでしょうか。地域における公益的な取組を社会福祉法人の責務として法に規定し、無料又は低額で福祉サービス等を提供することにより、社会課題の解決に積極的に取り組むことを課しましたが、では国の責務はどこにいったのでしょうか。

法人として地域との連携や交流、しょうがい者への理解促進を図るための啓発活動などに取り組むことをむしろ「当たり前」に捉えながら、国のイメージする「公益的な取組」を画一的に法人に義務付けることに違和感を覚えます。と穿った見方で制度改革を振り返り、自己評価してみました。前置きが長くなりましたが、改めて29年度における総務部の取組を振り返りますと、この制度改革への対応に始まり、法人設立25周年記念式典等の開催準備などに1年の大半を費やしたように感じています。一方、29年度の総務部計画に、「法人の経営基盤を安定させるため、ここ数年続く赤字の改善を目指し、企業連携を模索しつつ、社会から共感を得る取組に努め、寄附や協賛など新たな財源の獲得に取り組んでいくこと」や「超高齢社会への突入とともに急速に進む労働人口の減少、若年層の首都圏・企業志向の高まりによる人材不足を改善するための取組」を重点課題として挙げていましたが、まだまだ改善の糸口すら見出すこともできず、継続した取組が必要のようです。平成30年度は、本来の「改革」が意味する「よいほうに」変えるための取組に努めていきたいと思えます。

【平成29年度 財務状況】

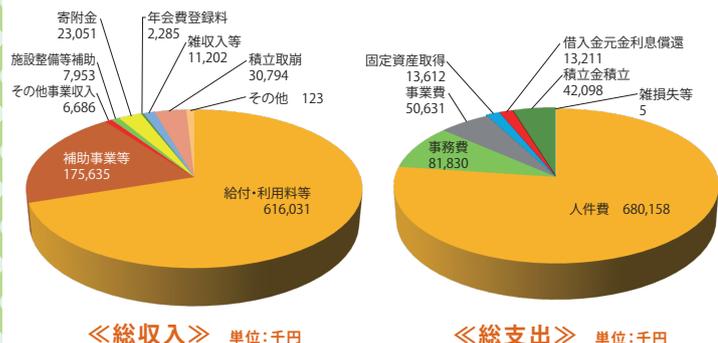
法人事務局 金野 祐士

【平成29年度決算報告】～資金収支計算書より～

平成29年度の法人全体の総収入は873,760千円（6.1%増）、総支出額は881,545千円（4.9%増）、収支差額は△7,785千円でした。（赤字額7,785千円は前期繰越203,290千円より補填し、次期繰越金は195,505千円減（△3.9%）となります。）

昨年度と比較し、赤字額は約185万円縮小しました。主な要因としては、利用実績の増加や法人設立25周年記念式典開催等による寄付金の増加があげられます。

今後も財務状況の改善に向け、経費のムダの削減や、増収につながるような工夫・仕組みづくりに取り組んで参りたいと思えます。



地域共生社会の実現に向けて～みんなで考えよう地域で暮らすために～

現在、厚労省は地域共生社会の実現に向けて改革を進めています。そこで保護者、職員、利用者より各々下記のテーマについて聞いてみました。

テーマ①：親なきあとの地域で生きるわが子の暮らしについて

親なきあとの我が子の暮らし。いただいたこの深く重いテーマを前にして暫し考えました。

息子が誕生して27年。辛かったこと、幸せだったこと、寄り添ってきた日々を思い出しながら、いつかは息子もその時がくるのだと思うと涙が溢れてきました。

少々感傷的になりつつも私なりに息子の『未来予想図』を描いてみました。

障がいがあるとなかろうと親として誰もが願うことは、この世に生まれてきたのなら幸せな人生を送って欲しい。だと思います。幸せの在り方はそれぞれ異なり本人しか分からないことでもあるのですが、勝手ながら親の思いとして息子にとっての幸せとは何か？を考えますと安心して生活できる場所や人との関わりを得て健康で平穏な毎日を送れること。

しかし、この願いが叶うのは決して容易ではないと思います。障がいをとりまく環境はまだまだ厳しいものがあり、いくらノーマライゼーション～当たり前のことを当たり前に～と言い続けていても偏見や差別は根深いと痛感することもあります。すべての人に理解していただくのは難しいことなのかも知れません。

けれど息子は一人では生きていけないのです。ご近所さん、友人、知人、日頃お世話になっている職員さん、ヘルパーさん、少しずつでも支援して下さる方を増やしていく努力は大切なことと感じております。今、親として何をしたら良いのか丁寧に考え行動して行きたいと考えています。

(つどいの家・アプリ 保護者 大山 延江)

普段我々は、現在の暮らしが平和に続くことを望みます。当然私たち親子も、最後まで家族として平穏に暮らしていきたいと望んでいます。しかしそんな希望があっても、いつまでもわが子の傍にずっといてあげることが出来ません。親は高齢化に伴い、普段の生活から全く違う生活に変わってしまいます。これは人間である以上、避けられない現実です。

では、そうなってしまったら、この子はどうなるのか？ 家族で誰かが面倒をみてくれる、或いは、親戚がみてくれるなど、恵まれた環境の方もいらっしゃるでしょうし、私のように、最近年齢を実感するまで、全く意識することも無かったという人もいるかもしれません。

行政でも数年前の障がい者家族の心中事件などから、障がい者とその家族を守る法律の改正等に取り組んでいます。勿論、経済的にも優遇されているのは実感し感謝しています。しかし法律だけでは、社会における障がい者の理解という観点では完全ではありません。

まず先にすべき事は、周りの人たちが障がいを理解する事ではないでしょうか。社会全体が、障がい者に対し障がいがある以外は、全く自分と同じ人格を持った一人の人間だと理解する必要があるのです。

昔は施設も少なく、障がい者を地域のみなが見守り、助け合いながら暮らしてきました。これからは、我々世代が障がい者の理解を深め、共生、共存の出来

る新しい社会を構築していく必要があると強く思いました。

(八木山つどいの家 保護者 後藤 一郎)

母子通園の頃から特別支援学校高等部を卒業するまでの16年間は、居住地から離れた場所への通園通学でした。ですので、これまで地域の方たちとの交流の機会も無く生活してきたので、地域コミュニティがありません。

学校を卒業して社会人になり、コペルへの通所生活が始まりました。常時の医療的ケアが必要で全介助のこの子が、社会人として、これからも住み慣れた自宅、地域で生きていく将来を考えた時、身体面での安心と安全、毎日の生活の中で生きている楽しさと心地好さを感じられる両方の環境を整えた生活を維持してあげられるのか。それは親亡き後でも可能なのかと今は漠然とした不安があります。

実現してあげる為に親として何を準備してあげれば良いのかはまだ具体的に分かりませんが、この子のことを分かっている人を沢山つくってあげたいと思います。これまでも多くの人達との出逢いに助けられてきました。これから先、本人から発信することは難しくても、この子に理解をもって関わって貰えるコミュニティを作ってあげたいと思います。

これからは制度や常識は日々変わっていきますが、普通の人達が当たり前家庭や地域で生活するように、この子たちも地域の中で理解をもって関わって貰える人達に囲まれ、より家庭に近い生活を送れる未来であること強く望みます。

(つどいの家・コペル 保護者 佐藤 理恵)

昨年、娘の後輩のお母さんが二人続けて亡くなりました。三十代と五十代でした。親なきあとのことは、ずっと先のことではないと実感しました。医ケアを必要とする子供さんたちは、家庭で生活し続ける事は叶わず、病院併設の重心施設に入所されました。

確かに命は守ってもらえます。しかし、もし我が子が・・・と考えるととても切ない気持ちになります。

「昔の長屋のような暮らしが出来たら・・・」と、医ケアの子を持つ親の会で話した事があります。第一子が重心で医ケアを必要とする一人っ子の家庭が多いその会では、子供を入所させたいと願う親はおらず、自分も子供も丸ごと一緒に面倒を見てもらうような老後を描いていました。共同利用出来るリフトバス付きのお風呂や食堂ホールにそれぞれの居室、日中は各々通所したり仕事をして、夕方になると帰ってくる場所。必要な時には隣近所で助け合い、互いの子供のことも互いに良く知る関係性。もし誰かの親御さんが先立っても、その子について理解している隣のおばちゃんがいる。そんな所であったら、娘は娘らしく、己を主張して生きていってくれるのではないかと思います。

(仙台つどいの家 保護者 長岡 麻奈美)

テーマ②：地域共生社会はどうしたら実現できるか～具体的な取り組みについて～

現在、地域共生社会の実現へ向けて厚生労働省では、地域課題の解決力、地域を基盤とする包括的支援の強化、地域丸ごとのつながりの強化、専門人材の機能強化・最大活用を骨格として改革を勧めています。社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえながらも、地域に住む人や制度・資源がフレキシブルにつながりを持つことで、よりその人らしい生き方や社会を実現しようとしています。

社会的包摂、福祉的包括の概念は一般化しつつあるものの、各機関の趣旨が明確化されたことによって役割分担に徹する傾向もあるように思います。そのため個人の生活形態の多様化に対応できず、いざ当事者であるご本人やご家族がその時々ニーズに適した人・場所を見つけていくのは大変になっているようにも感じます。

支え手・受け手という境界を越えて相互に作用する社会という認識のもと、相談支援事業を通したくさんの出会いの中、一緒に悩み、一緒に解決できるよう心がけています。

(ぴぼっと支倉 相談支援専門員 横山秀樹)

つどいの家には、現在5棟（若林区3棟、泉区2棟）のグループホームがあります。どのホームも住宅街にあるため、町内会に入り、夏祭りや防災訓練等の行事に参加したり、町内会の役割を引き受けたりして、地域と関わることを続けています。またグループホーム名ではなく、入居者が自分の名前で、地域と接する機会として、近隣の美容室を利用すること等も行っていきます。

数年前、私が近隣の方と雑談をしていた際に（たまにゴミ捨て等で、奥様達の立ち話に混ぜてもらおうことがあります）“なぜ家族とは暮らさずに、グループホームで暮らすのか”と質問されたことがありました。グループホームで暮らす入居者の背景はさまざまですが、障害のある方が、実家を離れて「自立して暮らす」ということは、まだ当たり前ではないのだと実感しま

した。当時は残念な気持ちになりましたが、今はそのような暮らし方があることを知ってもらえる機会となって、よかったと思っています。これからも、地域の方との関わりを、大切にしていきたいと思っています。

(グループホーム サービス管理責任者 加藤裕絵)

『地域共生社会』『我が事丸ごと』『公益的な取り組み』、ある時から突然に聴かれ出したワード達です。福祉の現状は、『子ども』『高齢者』『障がい』と対象者ごとに相談窓口が分かれていましたが、最近起きている事として、高齢の親と引きこもりの子どもが困窮死したり、親の介護と子の育児が同時に生じたり、複合的な課題が顕在化してきています。こういった中で開始された『地域共生社会』ですが、国の役割を体裁の良い言葉に置き換えて地域に投げているといった印象が拭えませんでした。しかし、良く考えると、私が幼い頃は、近所の知らないオバちゃんオジちゃんにも、悪いことをしたら叱られた、自分の親が病院で知らない赤ちゃんをその子のお母さんから預かってあやしていた、このような事も地域共生社会なのでしょう。

先日参加した研修では、地域共生社会への関わりが「これまで積み重ねてきた実践や培った地域との繋がりが強みとなる」「障がい者の地域生活を進めるチャンス」といった話が聞かれました。私が所属している仙台市若林障害者福祉センターは、福祉の啓発や増進を図る目的があります。開所してから10年経ちますが、近隣の皆さんにどれだけセンターがどういった所なのか知っているかとなると、まだまだこれからのようです。一施設に4法人がそれぞれの事業を展開しているが故に、地域づくりの困難さを実感していますが、「あそこのセンターに相談すると何かが生まれる」といった地域からの期待を持ってもらえるような取り組みを1つのセンターとして起こしていきたいです。

(仙台市若林障害者福祉センター サービス管理責任者 小原弥生)

テーマ③：「私は街の中で生きていきたい。」

2018 とっておきの音楽祭 街中演奏

アプリ：星 佑香さん

賑わう街の様子をキョロキョロと視線を移しながら、会場に移動。

演奏中は、ちょっと恥ずかしそうにしていたのですが、マラカスを振ったり、タンバリンをたたいたりして演奏をがんばりました。



第29回若林区民
ふるさとまつり
コペル：後藤正樹さん

「これからも嵐のダンスを発表していきたい。練習していきたいと思うのでよろしくお願いします！」



新評議員・監事あいさつ

- ◎評議員 任期：平成30年1月1日～平成33年6月（定時評議員会終結時）
◎監事 任期：平成30年1月1日～平成31年6月（定時評議員会終結時）

評議員 **井上 博**

このたびつどいの家の評議員に就任しました。浅学菲才のものですがお願ひいたします。

つどいの家の理念であるどんなに重い障害のある人も地域で支えるという理念に共感いたします。法人を設立されこれまで躍進をしてきた中には多くの試練をして困難を乗り越えて切り開いてこられたことと思います。下郡山理事長はじめ役職員の皆様の努力に敬意を表します。

評議員会に参加させていただいて法人の取組をお聞きするたびに質の高い実践を積み上げてこられたことがよく理解できます。心身に重い障害のある皆様への生活介護やレスパイトサービスそしてグループホーム等総合的なサービスがあり全国的に見ても先駆的な実践であると思います。

私の所属する愛泉会は隣の県山形で知的障害者のある主に重度の障害のある利用者に利用いただいております。つどいの家の理念と同じように地域社会での生活を目標としています。

障害の重い利用者のグループホームを開設し約100名の方が地域での生活に移られています。利用者の満足度も高く地域社会とのかかわりも多く見られます。

わが国の障害者福祉の理念は共生社会の実現です。どんなに重い障害があっても地域でひとりの市民として生活できるように様々な課題はあると思いますが障害のある人にやさしい地域社会をつくるために共同の取組を進めてまいりましょう。

監事 **三浦 俊一**

このたび「つどいの家」の監事に就任いたしました。直前まで短期間ではありましたが、理事・評議員を務めさせていただきしました。この間、何度となく理事会・評議員会に出席いたしました。そこでの役職員の皆様方による議論・審議を通じて、私なりに印象深く感じたことが二つほどありました。

一つ目は、法人の掲げる「基本理念」の具体化・現実化に向けて下郡山理事長をはじめ専従役職員の皆様方が有する信念・熱意・行動力の「ゆるぎなさ」ということでした。「つどいの家」が東日本大震災をはじめ幾多の困難を乗り越え、昨年は法人設立25周年を迎えるなど、今日までの間、重いしょうがいのある人たちのよりどころとして、真に重要な役割を担ってこられたのも「基本理念」に対するこの「ゆるぎなさ」があったからであろうと思っております。

二つ目は、国をはじめとする行政による支援が難しくなりつつあることなどから、法人事業を安定的・継続的に運営していくことが厳しい状況になっているのではないかとしたことでした（特に、事業運営上必要な財務基盤の安定化、職員スタッフの確保・育成面などで、より一層の創意工夫が求められているのではないかと感じております）。

このようなことなどを念頭に置きながら、微力ではありますが、関係する皆様方と力をあわせて、法人運営の安定的発展に向けて、引き続き尽力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご寄付のお願い

つどいの家は、多くの方々の支援に支えられており感謝申し上げます。「どんな思いしょうがいのある人も、地域社会で差別されることなくいきいきと自立した生活ができるよう、自己実現の場を保障し支援する」という法人の基本理念を、これからも全職員一丸となって全うできるよう取り組んでいく所存です。

しかしながら経済の発展を優先した国の政策や自治体の財政難の影響もあり、事業継続が危ぶまれるほど法人経営は非常に厳しい状況です。昨今の社会情勢下にあっても、より良い事業を推進し発展し続けられるよう、皆様のご支援をよろしくお願ひ致します。

—ご寄付の方法—

1、寄付申込書

お手数ですが、寄付申込書にご記入の上、**必ず入金前**に法人本部宛に郵送又はFAXをお願いいたします。

【郵送の場合】〒984-0838 仙台市若林区上飯田1丁目17-58 つどいの家 法人本部宛

【FAXの場合】FAX：022-781-1573

2、入金

寄付申込書郵送後（送信後）、銀行振込または、郵便払込にて入金をお願いいたします。

○銀行振込 ○七十七銀行 沖野支店 普通 5354960

○仙台銀行 沖野支店 普通 1861811

名義：社会福祉法人つどいの家 理事長 下郡山 和子

※振込人名に「キフ」とお付け下さい。（例：キフ ツドイ タロウ）

※銀行振込・郵便払込いずれの場合も手数料のご負担をお願いいたします。

※上記の入金が難しい場合は、現金での持ち込みも各事業所にて受け付けております。

各事業所の所在地はホームページにてご確認ください。（<http://www.tsudoinoie.or.jp/>）

【お問い合わせ先】法人本部 小林 TEL 022-781-1571

※入金確認後に申込書の内容に沿って、領収証を発行いたします。

寄付金控除について

所得税及び住民税において寄付控除を受けることができます。

* 企業等法人が寄付をした場合、法人税法上の損金算入ができます。

* 個人の方が寄付をした場合、所得税法上の寄付金控除が受けられます。

確定申告の際には領収書が必要となりますので、期日まで大切に保管されますようお願いいたします。

平成 29 年度

寄付者ご芳名

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

■ 法人本部へ 25 周年事業

東北ノーミ(株) 様	20,000
(株)アトマックス 様	100,000
(有)サンシン自動車 様	10,000
(有)ヤマシン ささき屋 様	10,000
鈴木米穀(株) 様	5,000
明光ビルサービス(株) 様	10,000
(株)日本環境衛生研究所 様	50,000
(有)あしたの広告社 様	10,000
(有)遠見塚不動産 様	3,000
(株)共栄水産 様	5,000
(株)ハマナミート 様	5,000
(一財)杜の都産業保健会 様	100,000
NPO 法人 コスモスクラブ 様	3,000
(株)徳田工務店 様	10,000
(株)オンワード・マエノ 様	10,000
今庄青果 様	10,000
(有)北上機器サービス 米工房 米夢 様	10,000
(株)三晴産業 様	10,000
(株)ハート総合企画 様	5,000
同和警備(株) 様	10,000
和建設(株) 様	20,000
(株)ジェー・シー・アイ 様	10,000
(株)共栄防災 様	10,000
(株)日産サティオ宮城 様	10,000
野ばら社会保険労務士事務所 様	5,000
ウェッジ(株) 様	20,000
(株)仙台大気堂 様	50,000
(株)七十七銀行 沖野支店 様	20,000
つどいの家連合保護者会 様	300,000
七十七愛の募金会 様	200,000
匿名希望者 様 1 名	10,000

25 周年 小計 961,000

■ 法人本部へ

NPO 法人 朋広島 沙羅の森 様	79,815
(一財)白石庵敬神会 様	200,000
曹洞宗 瀧澤寺 様	30,000
伊藤忠商事(株) 様	10,000
東洋ワーク(株) 様	10,000
つどいの家後援会 様	6,104,562
仙台つどいの家 保護者会 様	200,000
つどいの家 コペル保護者会 様	1,121,774
つどいの家・コペル保護者会 様	394,739
つどいの家・アプリ保護者会 様	240,000
八木山つどいの家保護者会 様	25,000
八木山つどいの家保護者会 様	8,000
堀 信子 様	30,000
遠藤 克子 様	10,000
下郡山 和子 様	221,000
下郡山 徹一 様	3,000
須藤 泰 様	—
愛知 絢子 様	—
浅野 弘毅 様	—
川名 はつ子 様	—
匿名希望者 様 20 名	1,063,958

本部 小計 9,751,848

本部 合計 10,712,848

■ グループホーム

匿名希望者 様	10,000
GH 合計	10,000

■ ピポット若林

匿名希望者 様	10,000
若林 合計	10,000

■ 仙台つどいの家

オリブ工房 様	54,300
エアキング 様	400,000
チャリティーコンサート会場募金	18,114
すてーじ会場募金	9,091
仙台つどいの家保護者会 様	1,819,430
仙台つどいの家職員の会 様	8,380
島田 秀子 様	9,168
東 弘道 様	100,000
奥津 勇吾 様	5,000
河東田 博 様	10,000
村上 理香 様	10,000
斎藤 孝二 様	3,876
山口 収 様	27,630
佐々木 健 様	15,000
佐藤 和仁 様	12,500
鈴木 恵雅 様	12,500
三浦 稚子 様	2,834

仙台つどい 合計 2,508,823

■ つどいの家・コペル

特定非営利活動法人ワーカーズコープ長町そら 様	1,000
(株)ファンケル 様	162,842
つどいの家・コペル保護者会 様	127,000
つどいの家・コペル保護者会 様	3,020,733
つどいの家・コペル職員代表 佐藤靖志 様	4,950
赤井澤 功子 様	50,000
三浦 詩乃 様	666
高鳥 有希子 様	6,000
福地 慎治 様	120,000
匿名希望者 様 (物品寄贈等)	97,811

コペル 合計 3,591,002

■ つどいの家・アプリ

沼田商店 様	5,000
つどいの家・アプリ 保護者会 様	3,806,280
坂本 博 様	10,000
匿名希望者 様 3 名	31,360

アプリ 合計 3,852,640

■ 八木山つどいの家

ふたばの会 様	6,500
八木山地域包括支援センター 松永なおみ 様	10,000
聖ルカ幼稚園父母の会 様	5,000
仙台建設業協会 様	50,000
八木山つどいの家保護者会 様	1,899,180
高橋 和 様	100,000
匿名希望者 様	50,000

八木山 合計 2,120,600

■ 仙台市若林障害者福祉センター

匿名希望者 様 (物品寄贈)	70,178
若林 合計	70,178

■ びぼっと南光台

佐藤 涼 様	25,000
(一社) 仙台建設業協会 様	—
匿名希望	—

南光台 合計 75,000

■ びぼっと支倉

高橋 和 様	100,000
支倉 合計	100,000

総計 23,051,091 円

※ 金額が『—』記載の部分は、寄付者様の御希望により額を伏せております。